

意見書等

- (1) 北島委員意見書（平成30年1月30日提出）
- (2) 高松委員意見書（平成30年2月7日提出）
- (3) 野中参考人提出資料（平成30年2月15日提出）
- (4) 松田委員提出資料（平成30年3月9日提出）

遊びのプログラム等に関する専門委員会 児童館ガイドラインの見直し等に係る意見書

委員氏名 北島尚志

全体を通して現行の児童館ガイドラインより具体化されており、大事な視点も提起されており評価すべき内容になっていく期待感があります。

そこで、現時点でのいくつかの意見を述べさせていただきます。

1、第2章 子ども理解についての意見

低学年は、遊びの中で手本を見たり真似したり、大人にとって一見無駄で、余計なことで、意味のないことのように表わされることが多いが、児童期の特徴として理解したい。

中・高校生世代は、児童館職員との信頼感を前提として、児童館で主体的な活動を行うことができるようになる。児童館職員は、彼ら自身の要求ややってみたいことなどを聞き、その実現について共に考え、児童館の活動を手伝うスタッフとして役割を持たせることも大切である。

2、第3章の1 発達の増進（4）健全育成のねらいについての意見

子どもたちが仲間の中で、自分たちで考え、予想し、計画を立て、実行し、検証できるような自治の力を伸ばすことが重要なので、⑥として「子どもの自治」のことについて加えたい。

3、第4章 児童館の活動内容についての意見

1－（2）児童館における遊びの意義①子どもの遊びは、…のあとに「何より面白く楽しく自由なものでなくてはならない」を付け加える。

子どもは、遊びの創造者。身近な素材などを使って、自ら考え工夫し、発明家としての喜びを実感することができる。

4、第5章 児童館の職員についての意見

（4）児童館職員の研修・内容のところに、「これらの研修が日常活動に生かされるように職員全員が子どもを語り、問題を共有し対策を立てる時間の保障をすること」を追加する。

5、第6章の（5）要望、苦情への対応についての意見

①に「職員は普段から、要望や苦情など気軽に話せる関係を作ることの努力すること」を書き加えてほしい。

6、第9章 大型児童館についての意見

大型児童館の機能・役割に「文化芸術体験活動を重視し、小型児童館や児童センターに来る子どもたちの文化芸術体験活動の権利を保障すること」を入れてほしい。

7、その他 ガイドラインのキッズ版はぜひ実現させてほしいと願います。

第1章 総則

2 目的

児童館は、地域における18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と子育て家庭支援を行い、子どもの心身を育成し情操を養うことを目的とする施設である。~~児童館は、児童の権利に関する条約第31条に定められた休息・余暇・遊び・レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利の保障が、子どもの成長発達に重要であることを認め、促進する。~~

※1の理念に「子どもが・・・権利」とあるため、シンプルでもいいのでは？

「目的とする」の文末のほうが単純に理解はしやすい

3 特性

(1) 遊びの固有性

児童館は、遊びを通して子どもの育成を支援する施設である。遊びは、子どもたち自身が主導し、統制しかつ組み立てる振る舞い、活動またはプロセスである。遊びは、内発的動機に基づくものであり、目的のための手段としてではなくそれ自体を目的として行なわれるものである。

(※意味が難しい)

(3) 拠点性

児童館は館であり、児童厚生員がいる。これにより、(?)子どもの安息の館となり、遊びの拠点であり続けられる。加えて、地域住民および児童福祉関係者の活動拠点であり、子どもの権利保障を具現化するセンターである。

⇒児童館は、子どもの安堵の館となり、遊びの拠点に加えて地域住民および児童福祉関係者の活動拠点として、子どもの権利保障を具現化するセンターである。

(4) 地域性

児童館は、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていく。子どもは、児童厚生員と地域のおとなに見守られた安心・安全な環境のもと自ら成長していく。児童館は子どもと中心とした地域の多世代交流の施設であり、地域を十分に耕すことが求められる。

⇒児童館は、子どもを中心とした地域の多世代交流の施設であり、館内のみならず地域全体に活動を広げていくことが求められる。

4 社会的責任

児童館は、児童福祉法に基づく地域の児童福祉施設であり、子どもが自由に使える公共施設である。児童館は公共性および持続性を有するものであって、地域社会から信頼を得て健全育成活動に取り組むことが大切であり、~~る。一人ひとりの子どもや地域住民の信頼を得るためには、社会的通念や倫理を重んじると共に、研修を通じた個々の職員の力量形成や職員間のチームワークの向上に努めなくてはならない。~~児童館は、~~来館する子どもや保護者、地域住民等の個人情報~~を適切に取り扱おうと共に、保護者等の要望や苦情等に対し、その解決を図るよう努めなければならない。

5 配置(設置?)基準

児童館は、子どもの成長発達に果たす役割の重要性を鑑み、すべての子どもがアクセスしやすいよう子どもの生活圏内に設置されなければならない。

第2章 子ども理解

遊びは、子どもの発達途上における臨界期としての(表現が難しい)きわめて大切な体験である。遊びを通しての人間形成を図ることが大切である。

児童館は、0歳から18歳までの子どもが利用できる施設であることから職員※は、安全の確保と健全育成の機能を十分に発揮させるためにも、子どもの発達の理解を十分におこなうてはならない。(段落をかえる)

乳幼児にあっては、まずは保護者に十分な保護をしながら児童館を利用するということが前提であり、親子の信頼の育成を中心とした活動内容を大切にする。そうした活動の中で、保護者の子どもの生活や発達についての相談相手になったり、関係機関へつないだりするということが児童厚生員※の専門性を有する働きである。さらに、子育てに関わる人たちの関係性づくりにも積極的に働きかけをしていくことも求められる。

(※全体的な意味で職員としているのか、あえて児童厚生員を区別?)

小学生は、活動が活発となり、心身の発達も目に見えて顕著になる時期である。自分のやりたいことに積極的に取り組めるが一方で、他の友だちと円滑な仲間を形成できるようにしていくことも大切である。自由を保障しつつ、ルールや決まりを守りながら社会性を伸長させることが大切である。

小学生は1年生から6年生と学年に幅があるが故に、その発達課題にも大きな違いがあることを理解しておかないといけない。低学年は、遊びについても手本を見せながら真似をすることから始まるが、中学年になると自分から様々な遊びを始められるようになる。また、高学年になると、大人からいろいろと指示されてやるということよりも、自分たちの考えたルールやきまりで遊びを深めていけるようになり、下級生の面倒も見られるようになってくる。児童厚生員は、こうした子どもの発達の特性を加味しながら、意識的に集団をつくったりしながら、子どもたちの集団遊びの援助をし、その社会性や創造性を育成していくことが求められる。

中・高校生世代は、思春期にある子どもたちで、ある。物事の考え方や判断などは、大人と同様にできるようになってきているが、内面的な発達においては、とても繊細な時期である。自分はどうか、まわりは自分をどう見ているのか、自分は今何をしないといけないのかなど、自分をみつめ、そして自分の考えや判断について不安を抱えたりすることが顕著である。そうしたときに、児童館に集い、お互いの気持ちを話し合うことにより、自分に対して信頼と安心を抱き、安定した生活を確保することが出来る。また、音楽・スポーツ・文化的活動なども、レクレーションとして自分の意志で思う存分に発揮できる場として児童館がなくはない。児童厚生員は、中・高生中高校生世代には、そうした自己実現の場の提供と、相談相手となって心配や不安を軽減させてあげることが求められる。

また、中・高生中高校生世代になると、大人からの期待によって自分を必要としている信頼感として受け止められるようになる。そのため、児童館の活動や事業の手伝いやスタッフとしての役割を課せられながら自分の存在感や期待感を育て、そして自己肯定感を高めていくことができる。よって、中・高生中高校生世代には、児童厚生員の日常の声かけや話し相手となることが大切である。

→第2章はすごく指導員にとって理解しやすい内容ですが、第3章の発達の増進と重なる内容もあると感じました。また、第3章は主語が児童館であったり、児童厚生員であったり、混乱もありました。児童館はこういう施設だから、児童厚生員はこうするとしたほうが理解しや

すいかと思います。

第3章 児童館の機能・役割

1 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

(1) 児童館における子どもとの関係性の特徴として、継続的・長期的に関わるというところである。地域の子どもは、自分の意志で自由に児童館を利用する。~~児童館では、日常的に児童厚生員とは子どもと日常的に一緒に遊んだり話したりする活動を通して、個々の発達特性を理解し、継続的な関わりから適切な支援・援助をし、一人ひとりの人格の育成に努めることが大切である。~~

(2) ~~児童厚生員が日常的に子どもと共に活動することにより、子どもの遊びへの興味・感心が深まり、継続した活動につなげていくことができる。~~

また一方で、**児童厚生員は**子どもと積極的に関わらない関係性も大切である。子どもは、友達や児童厚生員と遊びたいときばかりではない。一人で何もせずに居たり、一人で本を読んだりすることを好むときもある。そのようなときは、児童厚生員は、遠くから見守る。子どもが、何もしないで居られる心地よい居場所となっていることも理解することが大切である。

(4) 児童館における子どもの遊びを通した健全育成には、次のようなねらいがある。児童館の行事や活動を計画する際は、こうしたねらいを考慮し、計画的に準備することが大切である。

⑤子どもの情操を豊かにすること

・美しいもの、善い行い、おごそかなこと、つじつまが合うことなど価値あるもの(?)に触れ、感性豊かな人間関係がつけられるようにすること。

(5) 思春期児童(中高校生世代というのがいいのか?統一しては)は、話し相手や仲間を求め、また、自分の居場所として児童館を利用する。**児童厚生員は**思春期児童の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むことを大切にしながら子どもの自主的活動を支援していくことが大切である。

2 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

(2) **児童厚生員は**児童館を利用する子どもの様子を観察することや、**児童厚生員が**子どもと一緒に活動していく中で、子どもの普段と違ったところを感じ取ることが大切である。元気がない、何か集中できないところがある、顔色が良くない、嫌になった、困ったなどと話しているなどである。~~こうしたこと様子から、子どもが日常生活につまずきや困り感をもっていることが分かる。そのような場合は児童厚生員は、そっと声を掛けたり、寄り添ったりしながら子どもが抱えている課題や問題の理解に努めるとともに、何に一番困り感を抱えているのか、また、今つまずいていることは何なのかを明らかにしていくことである。それらが分かった場合、個に応じた個別の支援をしていくことが大切である。家庭、学校、地域などと連絡をとり、子どもの気持ちを代弁し、つないでいくことも必要である。児童厚生員の助言で解決してしまうこともあれば、福祉課題の場合には、関係機関につなぎ、連携していかないといけない場合もある。(必要?)~~こうした課題については、児童厚生員が一人で抱えるのではなく、児童館職員で共有し、児童館としてその課題の解決に取り組むことが大切である。

(3) 子どもの安定した日常生活を支援するということは、子どもたちが毎日仲良く楽しく遊ぶことができているか、仲間づくりが良好にできているか、児童館に居る間の生活で困るところはないかなどから図り見ることができる。支援が必用と判断できる部分については、児童厚生員が子どもと遊びながら支援ができることと、別の場所や機会に個に応じた適切な話をしながら支援していくことなどが大切である。児童館は子どもたちを元気に迎えて、元気に帰す、あるいは、元氣なく来た子どもを元氣にして帰す所とも言える。 (2)と重複する内容もあり)

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

(5) 子育てに関する相談を受け、子どもの発達や福祉の課題について早期に発見できるようにする。相談内容によっては、必要に応じ関係機関につなぎ、その解決に向けた支援をすること。

第4章 児童館の活動内容

1 遊びによる子どもの育成

子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、(前々章・前章においても説明している。) 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 子どもの居場所の提供

(1) 子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

子どもたちに、自由に過ごせるしたり、話したりできる場を確保してあげることが求められる。多くの異年齢の子どもたちが利用していることから、時間やスペースを考慮して、ケガのないように配慮されることが大切である。

8 配慮を必要とする子どもの対応

(2) 子どもの活動が円滑にできるように、障害者差別解消法に基づき、可能な限り合理的配慮(?)に努めること。

第5章 児童館の職員

3 児童館の職場倫理

(2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

③児童館を利用するすべての子どもに対して、公平・平等に接すること。

(様々な子どもがおり、どうしても特別扱いをしなくてはならないことが多い中で、公平・平等に接することの意味合いが難しい。あえて、掲げる必要があるか?)

第6章 児童館の運営

1 設備

(2) 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、可能な限り合理的配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備し利用し易いようにすること。

1、「受付の役割などについての加筆」挿入場所 案

【マーカー部分が提案分です】

文案

○ 児童館が子どもの居場所となるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館の受付には、訪れる子どもの心理と状況に気づき、子どもと信頼関係を築く最初の過程を担う大切な役割がある。

下記のどちらかに挿入

第 1 案	第3章児童館の機能・役割 (2) 日常の生活の支援 子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。
第 2 案	第4章児童館の活動内容 (2) 子どもの居場所の提供 ①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。 ②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

第1章総則 3（新設）【1施設の基本特性】の文案校正

校正した文案

3 特性 (1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる利用施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

①子どもが一人で利用することができる。

②子どもが遊ぶことができる。

③子どもが安心してくつろぐことができる。

④子ども同士にとって出会いの場になることができる。

⑤子どもが困ったときや悩んだ時に、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

⇒校正した箇所

- ・②を追加
- ・④「出会いの場・待ち合わせの場」⇒「出会いの場」それぞれ状況が異なるので、象徴的な意味の方を強調した。
- ・⑤子どもの視点からの文に統一した。

平成30年3月9日提出

遊びのプログラム等に関する専門委員会
児童館ガイドラインの見直し等に係る意見書

委員氏名 松田 妙子

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けるなど、子育ての交流の場を提供する。

→「参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流の場を促進する。」

とできませんか？

地域子育て支援拠点の基本事業の中には「場の提供と交流の促進」が書かれていますのでそこに準じてはいかがでしょうか。

後半のところには交流も書かれていましたので。よろしくお願いいたします。